| 確　認　事　項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令  （県条例・規則等） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 参考（省令等） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1)　施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 | 条例第4条第1項 | ・概況説明  ・定款・寄付行為等  ・運営規定  ・パンフレット等 | 適・否 | 省令第3条第1項 |
| (2) 施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 | 条例第4条第2項 |  | 適・否 | 省令第3条第2項 |
| (3) 施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、管理者及び従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 | 条例第4条第3項 | ・虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 | 省令第3条第3項 |
| 第２　人員に関する基準  １　利用者の算定 | 利用者の数は前年度の平均値となっているか。  ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 規則第3条第10項 | ・利用者名簿 | 適・否 | 省令第4条第2項 |
| ２　職務の専従 | 条例22第5条第1項に規定する指定障害者支援施設の従業者（サービス管理責任者、支援員等）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者となっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 条例第5条第2項 | ・勤務表 | 適・否 | 省令第4条第3項 |
| ３　複数の昼間実施サービスを  　行う場合における従業者の員  　数 | (1)　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、条例第五条第一項第一号ロ、同項第二号ロ及びハ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに同項第六号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設において提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は常勤となっているか。 | 規則第5条第1項 | ・勤務表 | 適・否 | 省令第5条第1項 |
| （一部変更） | (2)　複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、条例第五条第一項第一号ハ、同項第二号ニ、同項第三号ニ、同項第四号ハ、同項第五号ハ及び同項第六号ハ並びに第三条第三項第三号、同条第四項第二号、同条第五項第二号、同条第六項第三号、同条第七項第二号及び同条第八項第二号の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、厚生労働大臣が定める利用者の数の合計の区分に応じ、下記①及び②に掲げる数とし、サービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でとなっているか。  ① 利用者の数の合計が６０人以下　１以上  ② 利用者の数の合計が６１人以上　１に利用者の数が６０を超えて４０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | 規則第5条第2項 | ・相談支援従事者研修修了証明書  ・サービス管理責任者研修修了証明書 | 適・否 | 省令第5条第2項  平18厚告544号 |
| 第３　設備に関する基準  （１）設備 | 施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。（相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。） | 条例第9条第1項 | ・事業所の平面図  ・設備・備品台帳  ・机、椅子、電話、手指洗浄設備等  ・レンタル契約書 | 適・否 | 省令第6条第1，4項 |
| （２）設備の基準 | 施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 | 条例第6条第3項 |  | 省令第6条第2項 |
| ①訓練室・作業室 | ア 専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。  イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 規則第6条第3項第1号  イ～ハ |  | 適・否 | 省令第6条第2項第1号イ～ハ |
| ②居室 | ア １つの居室の定員は、4人以下とされているか。  イ 地階に設けていないか。  ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とされているか。  エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  オ １以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。  カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管できる設備を備えているか。  キ ブザー又はこれに代わる設備を備えているか。 | 規則第6条第3項第2号  イ～ト |  | 適・否 | 省令第6条第2項第2号イ～ト |
| ③食堂 | ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。  イ 必要な備品を備えているか。 | 規則第6条第3項第3号  イ、ロ |  | 適・否 | 省令第6条第2項第3号イ、ロ |
| ④浴室 | 利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 規則第6条第3項第4号 |  | 適・否 | 省令第6条第2項第4号 |
| ⑤洗面所 | ア 居室のある階ごとに設けられているか。  イ 利用者の特性に応じたものであるか。 | 規則第6条第3項第5号  イ、ロ |  | 適・否 | 省令第6条第2項第5号イ、ロ |
| ⑥便所 | ア 居室のある階ごとに設けられているか。  イ 利用者の特性に応じたものであるか。 | 規則第6条第3項第6号  イ、ロ |  | 適・否 | 省令第6条第2項第6号イ、ロ |
| ⑦相談室 | 室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 規則第6条第3項第7号 |  | 適・否 | 省令第6条第2項第7号 |
| ⑧廊下幅 | ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。  イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしているか。 | 規則第6条第3項第8号  イ、ロ |  | 適・否 | 省令第6条第2項第8号イ、ロ |
| （３）認定指定障害者支援施設 | 施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | 条例第9条第2項 | ・事業所の平面図  ・設備、備品台帳  ・机、椅子、電話、手指洗浄設備等  ・レンタル契約書 | 適・否 | 省令第6条第3項 |
| 【経過措置】  （１）多目的室 | 平成18年度厚生労働省令第172号「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成いるものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、多目的室を設けないことができる | 条例附則第2項 |  |  | 省令附則第15条 |
| （２）居室の定員 | 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの建物について、居室の定員「４人以下」とあるのは「原則として４人」とする。 | 規則附則第2項 |  |  | 省令附則第16条 |
| （３）居室面積 | ① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第３条の適用を受けているものに限る）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、床面積「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。 | 規則附則第3項 |  |  | 省令附則第17条第1項 |
| ② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの建物について、床面積「9.9平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」とする。 | 規則附則第4項 |  |  | 省令附則第17条第2項 |
| ③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第２条第１項若しくは第４条第１項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準第２条から第４条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、床面積「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。 | 規則附則第5項 |  |  | 省令附則第17条第3項 |
| ④ 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものの居室の面積については、当分の間、「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 規則附則第6項 |  |  | 省令附則第17条の2 |
| （４）ブザー又はこれに代わる設備 | ① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 | 規則附則第7項 |  |  | 省令附則第18条 |
| ② 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものの居室については、当分の間、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 規則附則第8項 |  |  | 省令附則第18条の2 |
| （５）廊下幅 | ① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、廊下幅「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。 | 規則附則第9項 |  |  | 省令附則第19条第1項 |
| ② 施行日において現に存する指定知的障害者障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、廊下幅の規定は、当分の間適用しない。 | 規則附則第10項 |  |  | 省令附則第19条第2項 |
| ③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、廊下幅の規定は、当分の間適用しない。 | 規則附則第11項 |  |  | 省令附則第19条第3項 |
| ④ 平成24年4月1日において現に存していた旧指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものの居室については、当分の間、廊下幅の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 規則附則第12項 |  |  | 省令附則第20条 |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明および同意 | (1) 利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 条例第11条第1項 | ・運営規定  ・説明文書  ・利用者申込書  ・同意に関する記録 | 適・否 | 省令第44条第2項  省令第7条第1項 |
| (2) 社会福祉省令第77条の規定に基づき利用契約の成立時の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 条例第11条第2項 |  | 適・否 | 省令第7条第2項 |
| ２　契約支給量の報告 | (1) 施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という）を利用者の受給者証に記載しているか。 | 規則第15条第1項 | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第8条第1項 |
| (2) 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていないか。 | 規則第15条第2項 |  | 適・否 | 省令第8条第2項 |
| (3) 施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 規則第15条第3項 | ・市町村への提出書類 | 適・否 | 省令第8条第3項 |
| (4) 受給者証記載事項に変更があった場合は(1)～(3)に準じて取り扱っているか。 | 規則第15条第4項 |  | 適・否 | 省令第8条第4項 |
| ３　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 | 条例第12条 |  | 適・否 | 省令第9条 |
| ４　連絡調整に対する協力 | 施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に対し、できる限り協力しているか。 | 規則第16条 |  | 適・否 | 省令第10条 |
| ５　サービス提供困難時の対応 | (1)　生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者又は就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 規則第17条 | ・利用申込受付簿  ・障害の程度の分かる資料  ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 | 省令第11条第1項 |
| (2) 利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 | 規則第17条第2項 | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第11条第2項 |
| ６　受給資格の確認 | 施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 規則第18条 | ・受給者証（写） | 適・否 | 省令第12条 |
| ７　介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 規則第19条第1項 | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第13条第1項 |
| (2) 施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 規則第19条第2項 | 適・否 | 省令第13条第1項 |
| ８　心身の状況等の把握 | 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか | 規則第20条 | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第14条 |
| ９　指定障害福祉サービス事業所等との連携等 | (1) 施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めているか。 | 規則第21条第1項 | ・情報提供に関する記録  ・指導に関する記録 | 適・否 | 省令第15条第1項 |
| (2) 施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 規則第21条第2項 | 適・否 | 省令第15条第2項 |
| １０　身分を証する書類の携行 | 利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。 | 規則第22条 | ・身分を証する書類 | 適・否 | 省令第16条 |
| １１　サービスの提供の記録 | (1) 施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたもののみを受ける利用者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度記録しているか。 | 条例第13条第1項 | ・サービス提供実績記録等 | 適・否 | 省令第17条第1項 |
| (2) 施設入所支援を受ける利用者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度記録しているか。 | 条例第13条第2項 | 適・否 | 省令第17条第2項 |
| (3) (1)(2)による記録に際しては、施設障害福祉サービスの種類ごとに利用者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | 条例第13条第3項 | 適・否 | 省令第17条第3項 |
| １２　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 条例第14条第1項 | ・領収書控  ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第18条第1項 |
| (2) (1)により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に説明し同意を得ているか。  ただし、１３の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。 | 条例第14条第2項 | ・同意書 | 適・否 | 省令第18条第2項 |
| １３　利用者負担額等の受領 | (1) 指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 条例第15条第1項 | ・サービス提供票  ・領収証 | 適・否 | 省令第19条第1項 |
| (2)法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス費等費用基準額の支払いを受けているか。 | 条例第15条第2項 | 適・否 | 省令第19条第2項 |
| (3) (1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち利用者から受けることのできる次に掲げる費用の支払いを受けているか。 | 条例第15条第3項 | ・重要事項説明書  ・運営規定  ・領収書控 | 適・否 | 省令第19条第3項 |
| ① 生活介護を行う場合  ア 食事の提供に要する費用  （次の(ｱ)又は(ｲ)に定めるところによる。以下、同じ。）  (ｱ)食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  (ｲ事業所等に通う者等のうち、障害者自立支援法施行令第17条第１項第　　　　　２号から第４号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に　　　　　相当する額  イ 創作的活動に係る材料費  ウ 日用品費  エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、　　　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者に負担させることが適当と認められるもの  ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合  ア 食事の提供に要する費用  イ 日用品費  ウ ア及びイのほか、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において　提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるも　　　のに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの | 規則第7条第1項第1号  規則第7条第3項  規則第7条第1項第2号  規則第7条第3項 |  | 適・否  適・否 | 省令第19条第3項第1号  省令第19条第4項  平18厚告545  政令第17条第1項第2～4号  省令第19条第3項第2号  平18厚告545 |
|  | ③ 施設入所支援を行う場合  ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令21条の３第１項に規定する食事等の費用基準額　　　（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）  イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。  ウ 被服費  エ 日用品費  オ アからエのほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの | 規則第7条第1項第2号  規則第7条第3項 |  | 適・否 | 省令第19条第3項第3号  政令第21条の3第1項  平18厚告541 |
| (4) (1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しているか。 | 条例第15条第4項 |  | 適・否 | 省令第19条第5項 |
| (5) (3)の費用に関してあらかじめサービスの内容、費用についてに説明を行い利用者の同意を得ているか。 | 条例第15条第5項 |  | 適・否 | 省令第19条第6項 |
| １４　利用者負担額に係る管理 | (1) 利用者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、省令第29条第３項（省令第31条の規定に読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練給付費の額を控除した額の合計額を算定しているか。  　この場合、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 条例第16条第1項 | ・利用者負担上限額管理結果票 | 適・否 | 省令第20条第1項 |
| (2) 利用者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けているものを除く。）の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において、指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 条例第16条第2項 | ・調整、斡旋等の記録が分かる書類  ・紹介の記録 | 適・否 | 省令第20条第2項 |
| １５　介護給付費又は訓練等給費の額に係る通知等 | (1) 法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 | 条例第17条第1項 | ・通知文書 | 適・否 | 省令第21条第1項 |
| (2) 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 条例第17条第2項 | ・サービス提供証明書控 | 適・否 | 省令第21条第2項 |
| １６　施設障害福祉サービスの具体的取扱方針 | (1) 施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 条例第18条第1項 | ・利用者に関する記録  ・苦情に関する記録 | 適・否 | 省令第22条第1項 |
| (2) 従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 条例第18条第2項 | ・使用しているパンフレット等 | 適・否 | 省令第22条第2項 |
| (3) 施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 条例第18条第3項 | ・評価を実施した記録 | 適・否 | 省令第22条第3項 |
| １７　施設障害福祉サービス計画の作成等  （一部変更） | (1) 管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。 | 条例第19条第1項 | ・個別支援計画書 | 適・否 | 省令第23条第1項 |
| (2) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第2項 | ・個別支援計画書  ・サービス提供記録  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第23条第2項 |
| (3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第3項 | ・面接記録等  ・説明文書 | 適・否 | 省令第23条第3項 |
| (4)　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置づけるよう努めているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第4項 | ・サービス計画の原案の記録 | 適・否 | 省令第23条第4項 |
| (5)　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害者支援施設等の提供に当たる担当者を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、意見を求めているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第5項 | ・サービス担当者会議 | 適・否 | 省令第23条第5項 |
|  | (6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第8項 | ・説明文書 | 適・否 | 省令第23条第6項 |
|  | (7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第8項 | ・交付した記録 | 適・否 | 省令第23条第8項 |
| (8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に１回以上（自立訓練、就労移行支援を提供する場合は少なくとも３ヶ月に１回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第8項 | ・モニタリングの記録 | 適・否 | 省令第23条第8項 |
| (9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  ① 定期的に利用者に面接すること。  ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 条例第19条第2項  規則第8条第9項 | ・個別面談記録等 | 適・否 | 省令第23条第9項 |
| (10) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | 条例第19条第2項  規則第8条第10項 | ・重要事項説明書 | 適・否 | 省令第23条第10条 |
| １８　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し地域生活の移行に向けた必要な援助を行うこと。  ③ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。 | 条例第20条第1～3項 | ・利用者に関する記録  ・アセスメント表等  ・個別支援計画 | 適・否 | 省令第24条 |
| １９　相談等 | (1) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 規則第23条第1項 | ・利用者に関する記録  ・相談簿等  ・サービス提供の記録 | 適・否 | 省令第25条第1項 |
| (2) 利用者が当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。 | 規則第23条第2項 | 適・否 | 省令第25条第2項 |
| ２０　介護 | (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 規則第24条第1項 | ・個別支援計画書  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第26条第1項 |
| (2) 適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しているか。 | 規則第24条第2項 |  | 適・否 | 省令第26条第2項 |
| (3) 利用者の心身の状態等に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。 | 規則第24条第3項 |  | 適・否 | 省令第26条第3項 |
| (4) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | 規則第24条第4項 |  | 適・否 | 省令第26条第4項 |
| (5) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | 規則第24条第5項 |  | 適・否 | 省令第26条第5項 |
| (6) 常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。 | 規則第24条第6項 |  | 適・否 | 省令第26条第6項 |
| (7) その利用者に対して、利用者の負担により当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 規則第24条第7項 |  | 適・否 | 省令第26条第7項 |
| ２１　訓練 | (1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | 規則第25条第1項 | ・個別支援計画書  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第27条第1項 |
| (2) 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた、必要な訓練を行っているか。 | 規則第25条第2項 |  | 適・否 | 省令第27条第2項 |
| (3) 常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | 規則第25条第3項 |  | 適・否 | 省令第27条第3項 |
| (4) その利用者に対して、利用者の負担により当該施設の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 規則第25条第4項 |  | 適・否 | 省令第27条第4項 |
| ２２　食事 | (1) （施設入所支援を提供している場合に限る。）正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 | 規則第31条第1項 | ・献立表  ・嗜好に関する調査  ・残食（菜）の記録  ・業務委託の場合契約書  ・検食に関する記録 | 適・否 | 省令第34条第1項 |
| (2) 食事の提供を行う場合にはあらかじめ利用者に対し、その内容・費用について説明を行い利用者の同意を得ているか。 | 規則第31条第2項 | 適・否 | 省令第34条第2項 |
|  | (3) 食事の提供にあたっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | 規則第31条第3項 | 適・否 | 省令第34条第3項 |
| (4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。 | 規則第31条第4項 | 適・否 | 省令第34条第4項 |
| (5) 食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 規則第31条第5項 | ・指導の記録 | 適・否 | 省令第34条第5項 |
| ２３　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | 規則第32条第1項 | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第35条第1項 |
| (2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | 規則第32条第2項 |  | 適・否 | 省令第35条第2項 |
| (3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 規則第32条第3項 |  | 適・否 | 省令第35条第3項 |
| ２４　健康管理 | (1) 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 条例第22条第1項 | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第36条第1項 |
| (2) 施設入所支援を利用者する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。 | 条例第22条第2項 | ・健康診断の記録 | 適・否 | 省令第36条第2項 |
| ２５　緊急時の対応 | 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 条例第23条 | ・運営規定  ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第37条 |
| ２６　施設入慮支援利用者の入院中の取り扱い | 施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | 規則第33条 | ・利用者に関する記録 | 適・否 | 省令第38条 |
| ２７　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 施設障害福祉サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ① 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態を悪化させたと認められるとき。  ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき | 条例第25条第1，2項 | ・市町村への通知文書 | 適・否 | 省令第39条 |
| ２８　管理者による管理 | (1) 管理者は、専らその職務に従事する者となっているか。  ただし、管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の業務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。 | 条例第26条第1項 | ・組織図、組織規程等  ・運営規定  ・職員分担表  ・業務日誌等 | 適・否 | 省令第40条第1項 |
| (2) 管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理、その他の管理を一元的に行っているか。 | 条例第26条第2項 |  | 適・否 | 省令第40条第2項 |
| (3) 管理者は、従業者に指定基準省令を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 条例第26条第3項 |  | 適・否 | 省令第40条第3項 |
| ２９　運営規定 | 次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めているか。  ① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針  ② 提供する施設障害福祉サービスの種類  ③ 従業者の職種、員数及び職務の内容  ④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  ⑤ 施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  ⑥ 施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用及びその額  ⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域  ⑧ サービス利用に当たっての留意事項  ⑨ 緊急時等における対応方法  ⑩ 非常災害対策  ⑪ 施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項  ⑬ その他施設の運営に関する重要事項 | 条例第27条  規則第11条 | ・運営規定  【解釈】⑫「虐待の防止のための措置」については、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  ア 虐待の防止に関する責任者の選定  イ 成年後見制度の利用支援  ウ 苦情解決体制の整備  エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） 等を指すものであること  解釈通知：第三の３の（35）の⑦ | 適・否 | 省令第41条 |
| ３０　勤務体制の確保等  （一部変更） | (1) 利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 規則第34条第1項 | ・勤務表 | 適・否 | 省令第42条第1項 |
| (2) 施設障害福祉サービスの種類ごとに当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。  ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 | 規則第34条第2項 | ・雇用契約書 | 適・否 | ・省令第42条第2項 |
| (3) 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 | 規則第34条第3項 | ・研修の記録等 | 適・否 | 省令第42条第3項 |
| (5) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 規則第34条第4項 | ・セクハラ・パワハラ等防止の方針等 | 適・否 | 省令第42条第4項 |
| ３１　業務継続計画の策定  （新設）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例第27条の2第1項 | ・業務継続計画 | 適・否 | 省令第41条の2第1項 |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 条例第27条の2第2項 | ・研修及び訓練の記録 | 適・否 | 省令第41条の2第2項 |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 条例第27条の2第3項 | ・計画の見直しの記録 | 適・否 | 省令第41条の2第3項 |
| ３２　定員の遵守 | 施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。  ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 条例第28条 | ・利用者名簿  ・運営規定  ・緊急性を判断するに際しての記録 | 適・否 | 省令第43条 |
| ３３　非常災害対策 | (1) 非常災害に対処するため、消化器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、当該計画を定期的に管理者及び従業者に周知しているか。 | 条例第29条第1項 | ・消防計画  ・訓練記録  ・消防署の検査記録  ・非常災害時マニュアル  ・避難訓練等の記録 | 適・否 | 省令第44条第1項 |
| (2) 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | 条例第29条第2項 | 適・否 | 省令第44条第2項 |
| (3) （2）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 条例第29条第3項 | 適・否 | 省令第44条第3項 |
| ３４　衛生管理等  （一部変更）  ※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要な機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 条例第30条第1項 | ・健康診断記録  ・衛生マニュアル等  ・受水槽清掃記録等  ・機器点検記録  ・定期消毒記録等  ・食中毒防止等の  研修記録等 | 適・否 | 省令第 |
| (2) 指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じているか。 | 条例第30条第2項第1～3号 | ・委員会の議事録等  ・感染症の発生の予防及びまん延防止のため | 適・否 | 省令第45条第1項 |
| ① 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③ 当該事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 |  | の指針等  ・研修及び訓練記録等 |  |  |
| ３５　身体的拘束の禁止 | (1)利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。 | 条例第31条第1項 | ・身体拘束に関する記録 | 適・否 | 省令第48条第1項 |
| (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合はその態様、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要事項を記録しているか。 | 条例第31条第2項 | ・利用者の心身の状況及び態様がわかる記録等 | 適・否 | 省令第48条第2項 |
| (3) 身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じているか。  ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | 条例第31条第3項 | ・委員会の設置規定、開催記録等 | 適・否 | 省令第48条第3項 |
| ３６　協力医療機関 | (1) 利用者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 規則第35条第1項 | ・医師、医療機関との契約書 | 適・否 | 省令第46条第1項 |
| (2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。 | 規則第35条第2項 | 適・否 | 省令第46条第2項 |
| ３７　掲示 | (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び施設障害福祉サービスの実施状況、施設障害福祉サービス従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 規則第36条第1項 | ・掲示場所確認 | 適・否 | 省令第47条第1項 |
| (2) ただし、(1)の事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 規則第36条第2項 | ・書面備付け状況の確認 |  | 省令第47条第2項 |
| ３８　秘密保持 | (1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 条例第32条第1項 | ・就業時の取り決め等の記録  ・利用者（家族）の同意書  ・実際に使用された文書等 | 適・否 | 省令第49条第1項 |
| (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例第32条第2項 | 適・否 | 省令第49条第2項 |
| (3) 計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 条例第32条第3項 | 適・否 | 省令第49条第3項 |
| ３９　情報の提供等 | (1) 施設障害福祉サービスを利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 規則第37条第1項 | ・情報提供に関する書類 | 適・否 | 省令第50条第1項 |
| (2) 広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか｡ | 規則第37条第2項 | ・パンフレット等  ・ポスター・広告等 | 適・否 | 省令第50条第2項 |
| ４０　利益供与等の禁止 | (1) 指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該施設障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例第33条第1項 | ・事業所の自己点検項目 | 適・否 | 省令第51条第1項 |
| (2) 指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 条例第33条第2項 | 適・否 | 省令第51条第2項 |
| ４１　苦情解決 | (1) 提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 条例第34条第1項 | ・苦情に関する記録  ・苦情対応体制  ・掲示物確認 | 適・否 | 省令第52条第1項 |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 条例第34条第2項 |  | 適・否 | 省令第52条第2項 |
| (3) 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは設備・帳簿その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第34条第3項 | ・指導等に関する記録 | 適・否 | 省令第52条第3項 |
| (4) 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供記録・帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第34条第4項 | ・指導に関する記録 | 適・否 | 省令第52条第4項 |
| (5) 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第51条の27第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 条例第34条第5項 |  | 適・否 | 省令第52条第5項 |
| (6) 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 条例第34条第6項 | ・改善内容に関する報告文書 | 適・否 | 省令第52条第6項 |
| (7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 条例第34条第7項 |  | 適・否 | 省令第52条第7項 |
| ４２　事故発生時の対応 | (1) 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 条例第35条第1項 | ・連絡マニュアル  ・事故に関する記録 | 適・否 | 省令第54条第1項 |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 条例第35条第2項 | ・事故等発生状況報告書 | 適・否 | 省令第54条第2項 |
| (3) 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 条例第35条第3項 |  | 適・否 | 省令第54条第3項 |
| ４２－２　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ① 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。  ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 条例第35条の2第1～3号 | ・委員会の議事録等  ・研修の記録等  ・研修年間計画  ・担当者の任命記録等 | 適・否 | 省令第54条の2第1～3号 |
| ４３　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 規則第39条 | ・会計関係書類 | 適・否 | 省令第55条 |
| ４４　地域との連携 | 事業運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 規則第38条 | ・地域交流に関する記録 | 適・否 | 省令第53条 |
| ４５　記録の整備 | (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 条例第36条第1項 | ・従業者、設備・備品、会計に関する記録 | 適・否 | 省令第56条第1項 |
| (2) 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。  ① 提供した施設障害福祉サービスに係る必要な事項の提供の記録  ② 施設障害福祉サービス計画  ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録  ④ 苦情の内容等の記録  ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 条例第36条第2項 | 左記①～⑤の保管状況等の聴取 | 適・否 | 省令第56条第2項 |
| 第５　変更の届出 | (1) 当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該施設障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | ・変更届  ・休止届  ・その他適宜必要と認める資料 | 適・否  該当なし | 法第51条の25第1項  施行規則第34条の58 |
| (2) 当該施設障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | 適・否  該当なし | 法第51条の25第2項 |

（凡例）

省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）

施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日号外厚生労働省令第19号）

政令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）

条例：三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日三重県条例第22号）

規則：三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日三重県規則第67号）